生活文化スポーツ局に寄せられた都民の声と対応事例(令和4年4月分)

<都民安全>

自転車損害賠償保険加入義務化について、どんな種類の保険に入るべきか教えて欲しい。

【説明】

平素より都の自転車安全利用施策に御理解・御協力をいただきありがとうございます。 東京都では、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車利 用中の対人賠償事故に備える保険等(※)への加入が義務となっています。

加入が義務となる保険等には、「自転車保険」等の名称で販売されている自転車利用中の 賠償保険に特化したものもありますが、自動車保険や火災保険及び傷害保険の特約、クレ ジットカードなどの付帯保険、各種団体保険等に付帯しているものなど様々なものがあり ます。

自動車保険などの特約に気付かずに加入していたり、御家族が加入しているものが適用 されていたりすることもありますので、まずは御自身の加入状況を御確認ください。

そのうえで加入されていないことが確認された場合には、保険代理店での加入に加え、 コンビニエンスストアやインターネットから加入できるもの、自転車安全整備店で点検整 備を受けると加入できるもの(TSマークの付帯保険)などもありますので、保険会社の ホームページ等で情報収集のうえ、加入をお願いします。

なお、掲載希望のあった自転車損害賠償保険等を取り扱う事業者を下記ホームページに 掲載しております。詳しくは、こちらを御確認ください。

https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/anzennriyou-sokushin/jitenshahoken/

(※)自転車の利用によって生じた他人の生命または身体の損害を賠償するための保険・ 共済